

51—01 U

新実用新案登録無効審判

1. 適用対象

平成6年1月1日以後に新実用新案として登録されたものに対して請求された登録無効審判について適用する（平5附§4①、附§5）（なお、旧実用新案登録についての登録無効審判の扱いについては、特許無効審判と同様であり、51—00の各項を参照のこと。）。

2. 新実用新案登録無効審判の特徴

新実用新案登録無効審判の手続は、特許無効審判と同様であるが、以下の点で異なる。

(1) 実用新案登録について訂正ができ、訂正書の提出により本案審理をすることなく、確定する（→51—12、51—24）。

(2) 新実用新案登録無効審判においては、訂正請求はない。

(3) 新実用新案登録無効審判においては、審決の予告はない。

（参考）同一発明に係る特許出願を理由とする新実用新案登録無効審判の審理（→51—23）

3. 平成17年4月1日以降に出願された実用新案登録の取扱い

平成17年4月1日以降に出願された実用新案登録については、平成16年改正法（平成16年法律第79号）が適用される（平16附§3）。それ以前に出願された実用新案登録と比較した無効審判関連の相違点は以下のとおりである。

(1) 訂正の許容範囲の拡大に伴う無効理由の追加

ア 請求項の削除を目的とする訂正（実§14の2⑦）に加え、（ア）実用新案登録請求の範囲の減縮、（イ）誤記の訂正、及び、（ウ）明瞭でない記載の釈明を

目的とする訂正（以下「減縮等訂正」という。）をすることができる（実 § 14 の 2②）。訂正目的制限のほか、新規事項追加と実用新案登録請求の範囲の実質的拡張・変更について制限がある（実 § 14 の 2③④）。

さらに、平成 24 年 4 月 1 日以降に出願された実用新案登録については、平成 23 年改正法（平成 23 年法律第 63 号）が適用され（平 23 法附則 § 3）、上記(ア)(イ)(ウ)の訂正に加え、(エ)請求項間の引用関係の解消（他の請求項の記載を引用する請求項の記載を当該他の請求項の記載を引用しないものとする）を目的とする訂正をすることができる（実 § 14 の 2②四）。

イ 時期及び回数制限

減縮等訂正は、(ア)最初の技術評価請求に対する技術評価書の謄本送達後 2 月まで、又は、(イ)無効審判について最初の答弁書提出期間、のいずれか早い方までであり、1 回のみである（実 § 14 の 2①）。

請求項の削除を目的とする訂正については、無効審判係属中は審理終結通知まではいつでも可能で、回数制限はない（実 § 14 の 2⑦）。

ウ 訂正要件と無効理由

減縮等訂正については、実 § 14 の 2②～④に規定する訂正要件の違反が存在するか否かにかかわらず、時期及び回数制限その他の方式要件を満たしていれば、受理されて訂正の効果が発生し、当該訂正があった旨が実用新案公報に掲載される（実 § 14 の 2⑪⑫）。そして、減縮等訂正における訂正要件の適否の問題は、訂正後の実用新案登録における無効理由の存否の問題として取り扱われる（実 § 37①七）。

(2) 実用新案登録に基づく特許出願と無効審判

実用新案登録無効審判請求後に実用新案登録に基づく特許出願が行われた場合、審判長は請求人、参加人にその旨を通知する（実 § 39⑤）。通知を受けた日から 30 日以内は、相手方の承諾なしに無効審判請求を取り下げることができる（実 § 39 の 2③）、また、30 日以内に無効審判請求、参加申請を取り下げたときは、請求により、手数料を返還する（実 § 54 の 2②④⑧）。

（改訂 H27. 10）